

第1章 教育目的

【評価基準】

1-1 教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院(以下「会計大学院」という。)においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人(会計・監査に関係する業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状説明】

青山学院大学専門職大学院学則は、『会計プロフェッション研究科では、キリスト教に基づく教育の実現を理念に掲げ、高度な職業倫理性と専門的能力、国際人としての資質を十分に備えた会計プロフェッションを養成する。』（青山学院大学専門職大学院学則第5条の2）と本研究科の目的を規定している。この学則に基づき、健全かつ実践的な会計マインドを備えた会計専門家の養成のために倫理教育の徹底を柱として、真実な会計の理念を真摯に追求する姿勢を大切に、簿記、財務会計、管理会計、監査および会計関連領域の学問ならびに実践的観点を学びながら社会的公正性ある正義の意義を修得させ、社会正義の実現を目指す会計プロフェッションを養成することを目標としてきた。2016年に青山学院大学の全学的な方針に従い、教育目標、修了認定基準、入学者の選抜基準のそれぞれを見直し、新たにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、仇オミッションポリシーを設定した。これらのポリシーは、従来の研究科運営の拠り所としてきた理念や目標を引き継ぎながら、より具体的かつ実践的に教育の目標を表現したものである。

近年、社会における会計への役割期待が、アカウントビリティの履行要求によってきわめて大きくなっている。会計は企業経営の信頼性を担保する重要な基礎的な構造であり、体系化された効果的、総合的な会計教育プログラムが必要とされる。また、証券市場の信頼性を失墜させるような会計および監査に対する不信は、企業経営そのものに対する信頼性を揺るがすものであり、国際的視点からも厳に払拭されなければならない。会計の信頼性を確立するためには高度な専門的知識、適格性および社会的に公正な職業倫理を保持した会計プロフェッションの教育が重要である。

また、コーポレート・アカウントビリティの履行要求も加わり、これら2つのアカウントビリティに対する要請は営利企業のみでなく非営利組織ないしは公的部門に対しても拡大しており、これらに対する会計、監査、税務、さらには管理会計的知識の集積と教育環境の質と量の保証が必要とされている。同様の観点から、社会人や既に会計専門職（公認会計士や税理士）についている者に対する研修および再教育のための教育環境の整備も急務である。

会計プロフェッションに対するこれらの要請を充足するためには、より広い領域における会計知識とともに、複雑で多様な、深い会計の集約的な知識の習得と教育、実務経験による「職業専門家としての価値観・倫理・心構え」の形成が必要である。本研究科では、こうした高度の会計教育に関する理念を具現化し、個人、企業、公的機関等から独立不羈の立場にある専門職の育成、輩出に資するため、他の研究科と異なった固有の教育理念を有する独立の高度専門教育の機関として、会計専門職大学院を位置付けている。

会計プロフェッションとして必要とされるものの重要な領域は、ビジネス関連知識、IT関連知識、企業法関連知識、職業倫理関連知識、国際関係関連知識等々である。既存の専門職大学院である国際マネジメント研究科および法務研究科および法学研究科ビジネス法務コースとの連携により、これら研究科の教育カリキュラム中の特徴ある学科目の履修を行うことで法的基盤が強く、国際的感性が高い会計プロフェッションの養成が行われるのである。本研究科の教育理念の成果として、専門的知識に裏打ちされた国際的および自ら置かれている地域での立場を理解する能力を有する会計

プロフェッションを養成する。

【自己評価】

本会計大学院の「健全な会計マインドを備えた国際感覚豊かな会計プロフェッショナルの育成」という教育目的は明確であり、基準 1-1-1 は満たされていると判断する。

2014 年度に実施された大学外部評価における要請を踏まえて、2015 年には、青山学院大学では全学的に教育目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの見直しと整備が行われた。このような全学的な改善に呼応して、2016 年には本研究科でも、専門職学位課程の教育目的の見直し、学位授与基準の整備、カリキュラムの改善などを進めた。

【評価基準】

1-2 教育目的の達成

1-2-1

1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

【現状説明】

本研究科は、会計に関する専門知識を有するだけの人材ではなく、建学の精神に則り、公共の利益を保護するという社会の期待に応え、かつ、広く国際社会において貢献できる会計プロフェッションの養成を目指すものである。このような理念に基づき、2016 年には以下の従来の教育課程編成基準を見直し、下記のカリキュラムポリシーを設定した。

- ・国際会計士連盟 (IFAC) の職業会計士国際基準に合致するとともに、公認会計士試験制度 (短答式一部免除) に合致した教育課程
- ・高度な職業倫理性の涵養を目的とした、職業倫理、企業倫理及びコーポレートガバナンスに関する教育
- ・国際的感覚を備えた専門職業人の育成を目的とした、国際会計基準及び英語に関する教育
- ・会計プロフェッションとして求められる思考力・判断力・表現力の涵養を目的とした、少人数制の演習、論文作成指導及びディベートを重視した教育
- ・健全かつ実践的な会計マインドの涵養を目的とした、実務家教員による教育と、監査法人、公認会計士事務所及び税理士事務所でのエクスターンシップによる教育

会計プロフェッションには、会計的思考を基盤として、経済社会の実態を有用な情報として財務諸表に反映させるとともに、その情報の適正性を検証するという双方向の専門能力が求められる。複雑な経済取引を把握し適切な判断を行うためには、計算技術的な知識や技能を前提としつつも、それ以上に、経済社会を司るマルチ・ステークホルダー (利害関係者) との適切なコミュニケーション能力、経済取引から得られる情報の分析力、実態に迫る思考力や洞察力を身につけることが求められる。

知識や技能を実際に役立つ知恵および判断力に転換するために必要とされるコミュニケーション能力、分析力、思考力、洞察力などは、一方向的な教育環境で高めることは難しく、一定の期間をかけて、双方向的な教育環境のもとで、広範な関連知識の習得と自ら考え表現する訓練を経て醸成されるものである。これこそまさに、本研究科の目指す会計プロフェッションの養成の基本的な考え方である。

さらに、会計プロフェッションは、若くして、企業経営者など社会的に責任ある者と対面し、企業の存立に関わるような重要な内部情報に触れる立場となることも多い。こうした立場においては、まず常識豊かな一人の社会人として正

しい職業倫理観を保持し、相手から信頼されてこそ、適切な確に業務を遂行できるものである。

このような認識に立ち、本研究科は人格的な陶冶と倫理観の涵養に十分に配慮した人材育成を目指している。一人の自立した人間として社会に信頼され、専門的知識を社会に役立つ知恵に高めて世界に貢献してゆく人材こそ、本研究科が養成する会計プロフェッション像である。

本学には公認会計士や税理士を希望する学生が多くなるのは当然ではあるが、近年では社会人の入学希望者が増加傾向にある。そこで、実質的な昼夜開講のカリキュラムへと改善して、会計専門職大学院として質の高い会計教育を用意し、さらに本格的な意識の発現を引き起こさせることによって、次のような会計関連の専門的人材を広く育成することが可能である。

本研究科が育成する人材を下記のように捉えてカリキュラムを設定した。

- ① 会計修士（専門職）号の取得を目指す者
- ② 公認会計士試験に基づく公認会計士資格（CPA）取得を目指す者
- ③ 会計専門職として、企業、公的機関（国、地方自治体、公営企業、独立行政法人）、公益法人等で最高財務責任者（CFO）および最高会計責任者（CAO）としての活躍を期待する者
- ④ 内部監査人、監事、評価委員および監査役等の高度の会計的資質を求める者
- ⑤ 高度な会計知識および会計を基礎とする IT 知識の習得を希望する他の専門職（コンサルタント、アナリスト等）等会計知識が不可欠な専門職業希望者
- ⑥ 高度な会計知識の再教育（リカレント教育）を求める公認会計士（義務化された継続的職業専門教育（CPE）の支援）や税理士
- ⑦ 高度な会計および関連する IT 知識の習得を希望する一般的社会人（生涯学習）
- ⑧ 非営利組織（NPO）での会計専門知識の習得を希望する者
- ⑨ 公認会計士以外の他の会計専門職（税理士、米国 CPA 等）の資格取得希望者
- ⑩ 国際的な会計専門職領域で認知された素養、試験（簿記・国際会計検定等）の関連教育希望者
- ⑪ 会計、税法等の訴訟関連の教育希望者
- ⑫ 会計領域をマスターして企業・公的機関のトップマネジメントを目指す者

【自己評価】

本会計大学院では、「健全な会計マインドを備えた国際感覚豊かな会計プロフェッショナルの養成」という教育目的を具現化するカリキュラム体系を準備しているので、基準 1-2-1 は満たされているものと判断される。

近年の入学人数減少と社会人入学希望者の増加に対応するために、2015 年度からカリキュラムをこれまで以上に夜間と土曜日に厚く配置して弾力的に運用できるようにし、また、カリキュラムを補完するために、米国 CPA 受験希望者に対して課外講座を設置した。その中で、税理士希望者が増加傾向にあるため、税務関連科目を充実させ、また、税務関連科目を担当できる特任教授を採用して対応している。

【評価基準】

1-2-2

1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

【現状説明】

本会計大学院の教育理念は、会計制度の急速な変革や資本市場への情報開示のためのグローバル競争下で複雑化・高度化する企業の会計・監査制度を支える人材、税務を専門とする人材、公的部門の業績報告の人材を養成する。

本会計大学院では、これらの教育理念を実現するために、公認会計士を目指す者および税理士を目指す者だけでなく、企業内会計専門職およびパブリックセクター会計専門職を目指す者にとっても効率的かつ効果的な履修モデルを概説して、必要な科目を細分化しており、理論と実践の融合を可能にするために98科目（前提科目2科目を含む）を設置している。

これらの教育の実行のためにカリキュラム体系と後述する多様な授業方法を設定している。特に、できるだけ少人数教育となるように科目を設定しており、また、演習において担当教員が学生を個別に指導できる体制を設けている。そしてこれらを実現するため、16名の専任教員と34名の専任教員以外の教員（合計50名）を配置している。

成績評価と修了判定については、GPA制度を導入し、評価を厳格に行っており、修了判定についてもGPA1.5以上という基準を設けており、教授会で厳格に判定している。なお、2016年度に、従来の学位授与基準を見直し新たにディプロマポリシーを設定した。ディプロマポリシーの内容については、第4章で詳しく解説している。

【自己評価】

本会計大学院の教育理念と目的は明確であり、その実行システムは厳格に機能しているものと評価でき、基準1-2-2は満たされているものと判断する。

【評価基準】

1-2-3

各会計大学院は1-2-2が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状説明】

本会計大学院では、学生による授業評価のアンケート、本学の制度に基づく外部評価委員会の評価、特定非営利活動法人国際会計教育協会（会計大学院評価機構）による第三者評価との3段階を設定して評価の精度を高めている。

学生による授業評価は、前期と後期に全科目について、以下の項目を実施している。

①学生への授業に対する姿勢

②授業の内容の伝達手段、方法

教材の適切さ

伝達手段の適切さ（板書、配布資料、ビデオ、パワーポイントの使用等）

③教員自身の姿勢

熱意の有無

知的関心を持たせる内容であったか

なお、評価用紙には自由記入欄を設けて学生の自由な意見を吸い上げ、形式的にならないように配慮している。この自由記入欄も担当教員にフィードバックしている。

評価項目の決定等は、自己点検・評価委員会が行っている。評価はすべての科目（講義科目、演習・研究指導科目別）で前期、後期に実施し、集計、統計処理の結果は各教員にフィードバックしている。授業評価の集計結果は掲示で学生にフィードバックしている。授業評価で集められたデータに関しては後述している。

本研究科の外部評価委員会は、会計および監査に造詣の深い学外の有識者1名と実務家1名によって構成されており、年度ごとに評価報告書を受け取り、教員によるFD研修会で報告と討論を行って周知させている。

第三者評価は、会計大学院評価機構の評価委員会によって5年に1回の頻度で行われている。前回は、2013年に同評価機構の審査を受け、「すべての基準、解釈指針を満たしていることから、会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認める。」との評価を受けた。

また、2014年には、大学基準協会による認証評価が行われた。これは青山学院大学全体が外部機関から評価を受けるものであるが、青山学院大学を構成するひとつの組織として会計プロフェッション研究科も評価の対象になった。この中で、教育方針とカリキュラムの実態との乖離や学生による授業評価および外部評価委員会による評価へのフィードバックの方法に関して問題があるとの指摘を受けた。その後、教育方針の内容を見直し新たなカリキュラムポリシーやディプロマポリシーを設定し、また授業評価および外部評価に対してFD委員会での議論を厚くし、特に外部評価委員とは双方向の議論の機会を設けるなど、種々の改善策を実施してきている。

【自己評価】

本会計大学院は、これら3段階の評価を厳格に受けてきており、これら三者から出された改善提案等に対応した改革をおおむね実施につなげてきている。したがって、基準1-2-3を満たしていると判断する。